

公布された規則のあらまし

佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則の一部を改正する規則

(規則第五六号)

- 1 建設工事のうち一部の種類については、入札参加資格に係る等級の区分を行わないこととした。(第二条関係)
- 2 機械器具設置工事及び電気通信工事に係る入札参加資格の等級については、二等級に区分することとした。(第二条関係)
- 3 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。